

豊前市

多文化共生の推進に係る指針

令和2年11月

豊前市

目 次

I	指針の策定にあたって	
1	はじめに	1
2	指針の位置づけ	1
II	現状と課題	
1	豊前市の現状	
	(1) 外国人住民の現状	2
	(2) 豊前市に住む外国人の就労状況	2
2	豊前市の主な課題	3
III	多文化共生のまちづくり	
1	基本理念	4
2	基本施策	4
3	具体的な施策	5
	(1) 「やさしい日本語」の普及と促進	5
	(2) 日本語学習機会創出による外国人住民支援	5
	(3) 外国人支援ボランティアの養成と連携による多文化共生を目指す 交流事業の実施	5
	(4) 幅広い情報提供の実現	6
	(5) 外国人住民による地域の活性化やグローバル化の推進	6
IV	多文化共生推進体制	7

I 指針の策定にあたって

1 はじめに

豊前市では、近年、外国人国籍の市民、とりわけ技能実習生としてやってくるアジア諸国出身の市民が増加しています。ベトナムやミャンマー、中国など、様々な国や地域からやって来ており、母語も文化も異なる人々が私たちの身近で生活しています。

このため、外国人住民への支援として従来から行われてきた「英語」の活用のみではなく、多種多様な外国人住民を対象とした支援へ抜本的に見直さなければならない状況となっています。誰もが安心して暮らせるまち、誰もが住みやすいまちを目指すためには、様々な国や地域それぞれの文化を知り、受け入れ、ともに生活する仲間として支えあう「多文化共生」を推進していくことが重要です。この多文化共生社会の実現に向けて、地域の皆様が外国人住民を温かく見守り、受け入れる、地域からの支援が必要不可欠です。このような状況の中、外国人への日本語や日本文化習得支援とともに、受け入れる地域住民の異文化理解、相互連携の環境作りにあたり、「豊前市多文化共生の推進に係る指針」を策定することとしました。

多文化共生とは、総務省による『多文化共生の推進に関する研究会報告書』（平成18年（2006）年）では、国籍等の異なる人々が、互いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくことと定義しています。

2 指針の位置づけ

本指針は、「第5次豊前市総合計画後期基本計画」及び「第2期豊前市まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づき、豊前市における多文化共生施策をさらに推進強化していくためのものです。

Ⅱ 現状と課題

1 豊前市の現状

(1) 外国人住民の状況

本市における外国人住民数は、令和2年3月31日時点で354人となっており、5年前の平成28年3月31日時点の206人から148人増加しております。全人口に占める割合も0.7%から1.4%まで増加しており、総人口が26,484人から25,189人へ減少する一方、外国人住民数は今後も増加が見込まれます。なかでもアジア出身者が多数を占めており、国籍別で見ると、ベトナムが158人と最も多く、ミャンマー、中国の順と続いています。また、在住者の国と地域の数は16と、多国籍化が進んでいます。

在留資格別では、技能実習が250人と最も多く、永住者、永住者の配偶者等と続いています。

(2) 豊前市に住む外国人の就労状況

現在、本市においては、技能実習という在留資格を持つ外国人が250人で、5年前の74人と比較して3倍以上へ急激に増加しています。

国において、人口減少などによる労働力不足を背景に、平成30年12月に「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」（外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議決定）を取りまとめ、外国人の受入れと多文化共生社会づくりに取り組んでおり、本市においても、引き続きアジア出身の外国人を中心に、職業技術の習得などを目的とした外国人住民が、さらに増えることが予想されます。

2 豊前市の主な課題

従前から情報発信する際に配慮されてきた「英語」等ではない言語を話す外国人住民が増えており、生活に必要な情報が届きにくいことがあります。特に、来日して間もないため日本語習得レベルが十分でない外国人にとっては、言葉の壁と文化の壁により、生活する上で困難に直面する傾向にあります。また、大雨や台風、地震等の災害情報や避難情報、新型コロナウイルスに関する情報等を含め、各種行政サービスや医療情報、災害対策などの生活情報を、外国人住民に分かりやすく提供することが大きな課題となっています。また、地域社会で生活する上で必要なごみの出し方や交通ルール等の制度について、文化や習慣などの違いからトラブルが生じ、地域住民との間に隔たりができてしまうこともあります。外国人住民に対しては、ごみの出し方や交通ルールを含めた地域のルールを伝えていくこと、地域住民に対しては、よそ者として敬遠するのではなく、文化の違いを受入れ、相互理解する多文化共生の考え方を醸成し、地域生活における困難を解決へ進めていく取組みが必要となっています。

Ⅲ 多文化共生のまちづくり

1 基本理念

第2期豊前市まち・ひと・しごと創生総合戦略において、基本方針4「住みたい」地域づくり～誰もが安心して住み続けられるまちづくり～、施策4「多文化共生」を応援が定められています。国籍や人種を問わず、多様な価値観を尊重しあい、地域コミュニティの一員として、お互いが支えあい安心して暮らせるまちづくりに資することを基本理念とします。これは、SDGsの基本理念である、あらゆる人々が活躍する社会を優先課題とし、「誰ひとり取り残さない」とのキーワードである包摂性とも共通するものであり、分野を問わず様々な事業に適用されるものです。よって、本市が行う各施策においても、本指針に配慮した取組みが広く求められます。

2 基本施策

本指針は、本市において、多文化共生施策を推進するため、次の（1）～（7）を基本指針とします。これら基本指針に配慮し、外国人住民にとっても、分かりやすい事業の実施に取り組みます。

- （1）外国人住民の受入れ主体としての地域環境の整備
- （2）外国人住民の人権保障
- （3）住民の異文化理解力の向上
- （4）多様性と包摂性のある社会の実現による「新たな日常」の構築
- （5）外国人住民による地域の活性化やグローバル化への貢献
- （6）地域社会への外国人住民の積極的な参画と多様な担い手の確保
- （7）受入れ環境の整備による外国人材受入れの実現

3 具体的な施策

基本施策を実現するために、次の（１）～（５）を具体的な施策として実施します。これら施策を着実に実施していくことにより、外国人住民との共生を図ると同時に、国際感覚豊かな地域社会を目指します。

（１）「やさしい日本語」の普及と促進

多種多様な背景をもつ外国人住民に対し情報発信をする、また、地域住民とコミュニケーションを図る際に「やさしい日本語」は有効なツールとなります。行政窓口のみでなく、医療・介護、教育、地域生活等様々な日常生活においても、意思疎通を図るため、幅広く普及・促進を行います。

（２）日本語学習機会創出による外国人住民支援

外国人住民にとって、本市で生活していく上で、日本語学習は必要不可欠です。多文化共生を実現するための基礎として、外国人住民に対し日本語学習環境を提供します。

（３）外国人支援ボランティアの養成と連携による多文化共生を目指す交流事業の実施

外国人住民にとって、日本人の顔見知りを作り、様々な壁にぶつかる時に相談できる相手を増やすことで、生活の質を向上させることができます。同時に、地域住民にとっては、外国人住民の支援は身近なボランティア活動として自己研鑽の機会となります。そこで、地域のボランティアとして活躍してくれる人材を養成し、行政機関と地域のボランティアが連携し取り組むことで、よりきめ細かな支援を目指します。令和元年度より実施している「日本語学習支援ボランティア養成講座」を受講されたボランティアを中心に、外国人住民との交流事業を行います。身近になりつつある外国人住民との交流を行うことで、文化の違いを体感し、相互理解を図り、外国人住民を地域の担い手の一員であり、ともに地域に暮らしていく仲間として受け入れる多文化共生の地域づくりを目指します。

(4) 幅広い情報提供の実現

近年増加する災害に対応するため、防災情報等を緊急で発信する機会が増えていきます。また、新型コロナウイルスによる社会構造の変化により、「新しい生活様式」が求められる状況になっています。技能実習生として若者の単身者ばかりではなく、結婚や出産を経て、本市で家族とともに生活する外国人住民も増えるなど、今後も、社会構造の変化や、外国人住民が増加することによるニーズの変化も想定されます。特に医療や教育分野においては、言葉の壁だけでなく文化の違いによる壁も多く、親子間のコミュニケーションギャップ、保護者と学校とのコミュニケーションギャップが散見される等、外国人住民に向けた丁寧なサービスの提供が求められる場面も増えていきます。医療機関に任せる、学校に任せるのではなく、本市の行政機関が中心となり横の連携をしつつ、地域のボランティアを含め、幅広い情報提供を実施することで、安心して生活できる環境作りを目指すものです。また、外国人住民の多くは、インターネットやSNS等での情報収集を行うことが多いため、ホームページやフェイスブック、多言語版防災メール配信等、複数のツールを活用し、外国人住民へ情報提供を行います。

(5) 外国人住民による地域の活性化やグローバル化の推進

本市在住の外国人住民の多くは、フェイスブックやインスタグラム等のSNSを多用しており、彼らの影響力は計り知れません。外国人ならではの視点で、地域の魅力に係る情報発信、地域産品を活用した新たな特産品の開発を含めたインバウンド観光の担い手として、地域の活性化に寄与しています。また、身近に外国人住民が生活することで、幼少期より外国人住民と触れ合う機会が多くなり、国際感覚豊かな教育環境を見込むこともできます。これら外国人住民の活躍を後押しし、本市の新たな魅力の再発見を期待するものです。

IV 多文化共生推進体制

総務部総合政策課が主体となって、庁内の関係部局と横断的な連絡調整を行い、多文化共生の推進に係る指針に基づく施策を推進していきます。また、外国人を雇用している企業や地域の代表の皆様をはじめ、県や近隣自治体、警察や消防等の各種行政機関との連携・協力体制の構築を行い、就業支援や就業環境そして生活環境の整備を推進します。

豊前市多文化共生の推進に係る指針

令和2年11月

発行 豊前市総務部総合政策課

所在地 〒828-8501 福岡県豊前市大字吉木955

TEL 0979-82-1111

豊前市ホームページ <http://www.city.buzen.lg.jp/>